

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定

適用開始日 2026 年 2 月 19 日

I. 距離制運賃表

関東運輸局

(単位:円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070
20km	17,710	20,430	26,110	33,160
30km	19,630	22,660	29,160	37,240
40km	21,550	24,890	32,200	41,320
50km	23,480	27,130	35,250	45,400
60km	25,400	29,360	38,300	49,480
70km	27,320	31,590	41,340	53,570
80km	29,240	33,830	44,390	57,650
90km	31,160	36,060	47,440	61,730
100km	33,080	38,290	50,480	65,810
110km	35,010	40,500	53,450	69,770
120km	36,930	42,710	56,410	73,720
130km	38,850	44,920	59,370	77,680
140km	40,770	47,120	62,330	81,640
150km	42,690	49,330	65,300	85,590
160km	44,620	51,540	68,260	89,550
170km	46,540	53,740	71,220	93,500
180km	48,460	55,950	74,190	97,460
190km	50,380	58,160	77,150	101,420
200km	52,300	60,360	80,110	105,370
200km を超えて 500km まで 20km を増すごとに加算する金額	3,830	4,380	5,850	7,800
500km を超えて 50km を 増すごとに加算する金額	9,580	10,950	14,620	19,490

I. 距離制運賃表

中部運輸局

(単位:円)

キロ程 \ 車種別	小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
10km	14,550	16,770	21,550	27,550
20km	16,360	18,880	24,460	31,480
30km	18,170	20,990	27,370	35,420
40km	19,980	23,100	30,280	39,360
50km	21,790	25,210	33,200	43,300
60km	23,600	27,320	36,110	47,240
70km	25,420	29,430	39,020	51,170
80km	27,230	31,540	41,930	55,110
90km	29,040	33,650	44,840	59,050
100km	30,850	35,760	47,750	62,990
110km	32,660	37,830	50,580	66,790
120km	34,460	39,910	53,400	70,590
130km	36,270	41,990	56,220	74,390
140km	38,080	44,070	59,040	78,190
150km	39,880	46,150	61,870	81,990
160km	41,690	48,220	64,690	85,790
170km	43,490	50,300	67,510	89,600
180km	45,300	52,380	70,330	93,400
190km	47,100	54,460	73,160	97,200
200km	48,910	56,530	75,980	101,000
200kmを超えて500kmまで20kmを増すごとに加算する金額	3,600	4,120	5,560	7,480
500kmを超えて50kmを増すごとに加算する金額	8,990	10,300	13,910	18,700

II. 時間制運賃表

種 別		車種別 /局別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
基 礎 制 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は 100km	関東	39,380	46,640	60,090	76,840
		小型車以外のもの 130km	中部	36,390	43,230	56,440	73,120
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は 50km	関東	23, 630	27, 980	36, 050	46, 100
		小型車以外のもの 60km	中部	21, 830	25, 940	33, 860	43, 870

III. 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

車種別のキロ程に応じた距離制運賃 又は 車種別の時間制運賃いずれか及びこれ らの運賃に付随する料金	\div	(最大積載個数又は重量) × 基準積載率
---	--------	----------------------

IV 運賃割増率

【速達割増等】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に揚げる割増率を適用することができる。

ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。

(1)通常想定される配達予定日より早く配達を希望した場合 1.5割

(2)有料道路の利用が認められない場合、有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について2割以上

※(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、1割を割り引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車		小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割
海上コンテナ輸送車		トレーラーの4割
セメントバルク車		大型車又はトレーラーの2割
ダンプ車		大型車の2割
コンクリートミキサー車		大型車の2割
タンク車	石油製品輸送車	大型車又はトレーラーの3割
	化成品輸送車	大型車又はトレーラーの4割
	高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラーの5割以上

【休日割増】

日曜祝祭日又は稼働日以外の休日に運送した距離に限る。	2割
----------------------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離に限る。	2割
--------------------------	----

V. 待機時間料

時間 \ 車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額	1,680円	1,760円	1,890円	2,220円
VIに定める積込料・取卸料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までごとに発生する金額	2,010円	2,110円	2,270円	2,670円

VI. 積込料、取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

時間/内容		車種別			
		小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
30 分までごとに発生 する金額	フォークリフト又はト ラック搭載型クレ ーンを使用した場合	2,080 円	2,180 円	2,340 円	2,750 円
	手積の場合	2,000 円	2,100 円	2,260 円	2,650 円
Vに定める待機時間料 の適用時間と併せて 2 時間を超える場合にお いて 30 分までごとに発 生する金額	フォークリフト又は トラック搭載型クレ ーンを使用した場 合	2,490 円	2,610 円	2,810 円	3,300 円
	手積の場合	2,400 円	2,520 円	2,710 円	3,180 円

【付帯業務料】

付帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

VII. 利用運送手数料

運賃の 10%を当該運賃とは別に実費として収受

VIII. 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

IX. その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

X. 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基準価格 : 120.000 円/L (※)

改定の刻み幅 : 5.00 円/L

改定条件 : 改定の刻み幅 5.00 円/L の幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件 : 軽油価格が 120.000 円/L を下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式 : (距離制運賃) 走行距離(km) ÷ 車両燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)
(時間制運賃) 平均走行距離(km) ÷ 車両燃費(km/L) × 算出上の燃料価格上昇額(円/L)
(個建運賃) 1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる。

※標準運賃の設定による原価計算においては、燃料費を 120.00 円/L として算出していることから、燃料サーチャージの基準価格も 120.000 円/L として設定している。各運送事業者が燃料サーチャージを導入する際は、「トラック運送業におけ

る燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成 24 年 5 月 16 日最終改定)も参考にしつつ、当該運送事業者が自社の運賃設定に係る原価計算において基準とした燃料費を燃料サーチャージの基準価格として設定することが望ましい。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料価格上昇額
基準価格	120.000 円/L	-
～ 120.00 円/L	廃止	
120.00 超～125.00 円/L	122.50 円/L	2.50 円/L
125.00 超～130.00 円/L	127.50 円/L	7.50 円/L
130.00 超～135.00 円/L	132.50 円/L	12.50 円/L
135.00 超～140.00 円/L	137.50 円/L	17.50 円/L
140.00 超～145.00 円/L	142.50 円/L	22.50 円/L
145.00 超～150.00 円/L	147.50 円/L	27.50 円/L
150.00 超～155.00 円/L	152.50 円/L	32.50 円/L
155.00 超～160.00 円/L	157.50 円/L	37.50 円/L
160.00 超～165.00 円/L	162.50 円/L	42.50 円/L
165.00 超～170.00 円/L	167.50 円/L	47.50 円/L
170.00 超～175.00 円/L	172.50 円/L	52.50 円/L
175.00 超～180.00 円/L	177.50 円/L	57.50 円/L
180.00 超～185.00 円/L	182.50 円/L	62.50 円/L
185.00 超～190.00 円/L	187.50 円/L	67.50 円/L
190.00 超～195.00 円/L	192.50 円/L	72.50 円/L
195.00 超～200.00 円/L	197.50 円/L	77.50 円/L
200.00 超～205.00 円/L	202.50 円/L	82.50 円/L

※算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

※算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格－基準価格)とした。

※軽油価格が 205.00 円/L を上回った場合は、改定の刻み幅 5.00 円/L の幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車(2tクラス)	8.3km/L
中型車(4tクラス)	7.13km/L

大型車(10tクラス)	5.3km/L
トレーラー(20tクラス)	3.8km/L

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件(平均走行距離)は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車(2tクラス)	100km	50km
中型車(4tクラス)	130km	60km
大型車(10tクラス)	130km	60km
トレーラー(20tクラス)	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

VI その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

「作成日」 2026年2月19日